

各 位

会 社 名 株 式 会 社 平 和 堂 代表者名 代表取締役社長執行役員 平松 正嗣 コード番号 8276 (東証 プライム) 問合せ先 財務部長 和田 哲政 TEL 0749-23-3111 (代表)

URL <a href="http://www.heiwado.jp/">http://www.heiwado.jp/</a>

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月5日(火)開催の取締役会において、本年5月19日開催予定の当 社第65回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたし ましたので、お知らせします。

記

#### 1. 変更の理由

- (1) 株主の皆さまへ利便性向上の観点から、単元未満株式の買増制度に関する規定を新たに設けるほか、所要の変更を行うものであります。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

### 現行定款

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元 未満株式について、次に掲げる権利 以外の権利を行使することができな い。

 $(1) \sim (3)$ 

( 条文省略 ) ( 新 設 )

(新設)

第10条~第14条

( 条文省略 )

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書 類および連結計算書類に記載または表 示をすべき事項に係る情報を、法務省 令に定めるところに従いインターネッ トを利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみな すことができる。

(新設)

第 16 条~第 36 条

( 条文省略 )

変更案

(単元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり)

( 現行どおり )

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に 定めるところにより、その有する単 元未満株式数と併せて単元株式数 となる数の株式を売り渡すことを 当会社に請求することができる。

第 11 条~第 15 条

( 現行どおり )

(削除)

(電子提供措置等)

- 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
  - 2 当会社は、電子提供措置をとる 事項のうち法務省令で定めるもの の全部または一部について、議決 権の基準日までに書面交付請求し た株主に対して交付する書面に記 載しないことができる。

第 17 条~第 37 条

( 現行どおり )

附 則 第1条~第2条
ポース・ポース ( 現行どおり )
第3条 変更前定款第15条の規定の削除お
よび変更後定款第16条の規定の新 設は、会社法の一部を改正する法律
(令和元年法律第70号) 附則第1条 ただし書きに規定する改正規定の施
行の日である2022年9月1日 (以下 「施行日」という。) から効力を生ず
<u>るものとする。</u> <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日
から6か月以内の日を株主総会の 日とする株主総会については、変更
前定款第15条 (株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提
供) はなお効力を有する。   3 本条は、施行日から6か月を経過
した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年5月19日 (木) 定款変更の効力発生日

2022年5月19日(木)